

消費税率10%への引き上げ中止に関する意見書

政府は4月1日、消費税率8%への引き上げを実施したが、長引く不況の中、国民はアベノミクスの恩恵どころか、物価上昇、収入減、社会保障削減の三重苦を強いられており、また、地域経済を支える多くの中小企業は消費税の転嫁、売上減、消費税負担に苦しんでいる。

また、地方自治体の財政においても、地方消費税交付金や手数料などの増収があるものの、建設事業費の負担増の反映ができないなどの影響が予想されるが、その分はすべて住民負担となる。

政府は、「消費税は社会保障財源に充てる」と公言しているが、年金制度の改正や医療費の負担増など制度改善の実感は得られていない。財政再建のためというなら、今でさえ大変な生活を送っている国民への負担増ではなく、税金の使い方を国民の暮らし、福祉優先に切りかえるとともに、大企業への法人税減税を見直すことで、応分の負担を求めることが必要である。

このような状況にあって、安倍首相は年内にも消費税率10%への引き上げについて判断するとしているが、多くの国民は消費税の増税に反対している。今、政府が行うべきことは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」附則第18条第3項に基づき、消費税の増税を中止することである。

よって、国においては、国民の切実な実態と声を受けとめ、消費税率10%への引き上げを中止するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月30日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様

財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣 高 市 早 苗 様
衆 議 院 議 長 伊 吹 文 明 様
参 議 院 議 長 山 崎 正 昭 様